

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）③**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 KAREN
主たる事務所の所在地	福岡県飯塚市天道63番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 宮川 佳子
設 立 年 月 日	平成21年3月
電 話 番 号	0948-22-0076

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス かれん	
サービスの種類	第1号通所事業	
事業所の所在地	福岡県飯塚市天道63番地	
電 話 番 号	0948-22-0076	
指定年月日・事業所番号	平成23年6月1日指定	4071802526
実施単位・利用定員	1単位	定員10人
通常の事業の実施地域	飯塚市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態（事業対象者を含む。以下同じ）にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後6時00分まで
サービス 提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで 延長時間は、午前8時30分から午前9時00分まで 及び 午後5時00分から午後6時00分まで とします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 3人
看護職員	常勤 1人、 非常勤 0人
介護職員	常勤 0人、 非常勤 5人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 馬場 万里亜
管理責任者の氏名	管理者 馬場 万里亜

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	1798単位（1月につき）	1,824円	3,647円	5,470円
要支援2	3621単位（1月につき）	3,672円	7,344円	11,015円

※処遇改善加算Ⅱ 9.0%

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（２）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、１回につき400円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	基本料金の10%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますのでお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、７日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び各市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0948-22-0076 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	飯塚市介護保険課	電話番号 0948-22-5500
	福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 092-642-7800

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

年に2回避難訓練実施

防火管理者・・・馬場 万里亜

1 4. 第三者評価機関の有無

第三者評価機関の実施 なし

1 5. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者・・・ 管理者 生活相談員 馬場 万里亜

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (6) 虐待防止検討委員会を設置しています。

16, 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷や他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1)身体拘束等適正化のための指針を整備しています。

(2)身体拘束廃止委員会を設置しています。

【緊急・やむを得ない場合の三原則】

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

17, 衛生管理等

- (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- (2)感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4)従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18, 業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19, ハラスメント対策

事業所は、適切な提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

※下記のような行為はハラスメントに該当する可能性あり、サービスを中止させていただくことがあります。

■暴力または乱暴な言動、無理な要求

- ・物をなげつける ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシャルハラスメント

- ・介護従業者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真等を見せる
- ・性的な話卑猥な言動をするなど

■その他

- ・介護従業者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為など

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地 福岡県飯塚市天道6-3番地
事業者（法人）名 株式会社 KAREN

代表者職・氏名 代表取締役 宮川 佳子 印

氏名 管理者 馬場 万里亜 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

ご利用者様 住 所
氏 名 印

[illegible]